破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目27番16号
債務者　神　千代子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目48番14号
債務者　平原　孝雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目56番１号
債務者　森山みどり
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９０号
北海道苫小牧市日吉町４丁目11番18号　キャッスルサンシャイン201
債務者　今村　梨絵（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３６３号
仙台市青葉区郷六字大霜10番地の８
債務者　鈴木　昭二
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
仙台市青葉区郷六字大霜10番地の８
債務者　鈴木　春美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
富山県高岡市蓮花寺53番地６
債務者　藪下富士美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３９６号
京都市山科区西野離宮町36番地４　洛東タクシー第５寮内、申立時の住所京都市南区上鳥羽塔ノ本30番地２　都寮207
債務者　吉井　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３０号
京都市中京区西ノ京上平町24番地　グランドールスギ501号
債務者　長岡　礼子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
京都市山科区御陵久保町11番地30
債務者　内田　裕介
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０９号
群馬県前橋市朝倉町２丁目７－８、住民票上の住所京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交通株式会社内
債務者　小林　正二
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２１号
京都市南区久世築山町22番地５
債務者　中村　貴弘
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２２号
京都市南区久世築山町22番地５
債務者　中村　恵理
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４７号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地２棟103号南洋子方、前住所京都市伏見区醍醐槇ノ内町42番地７　アーバンハイツ田中101
債務者　南　　正美（旧姓北口）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
京都市北区紫野上若草町31番地４
債務者　山田　貴志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６８６号
京都市南区大宮通八条下る東寺東門前町64番地　ソレイユ201号
債務者　田村とし子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９０号
京都市西京区川島滑樋町46番地１　ロココ桂２－Ａ号
債務者　村上　茂義
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係